

[公益法人の法人税 第2回]

交際費は法人の決算書上、費用に計上しますが、法人税法上、一定限度額を超える金額（損金不算入額）は損金に算入されません。この場合の損金不算入額は次のとおりです。

期末資本金	損金不算入額
1億円以下の法人	800万円（注1）を超える部分の金額
1億円超の法人	全額（注2）

（注1）事業年度が1年未満の場合は800万円を月割計算します。

（注2）平成26年度税制改正により、一定の接待飲食費の50%は損金算入できます。

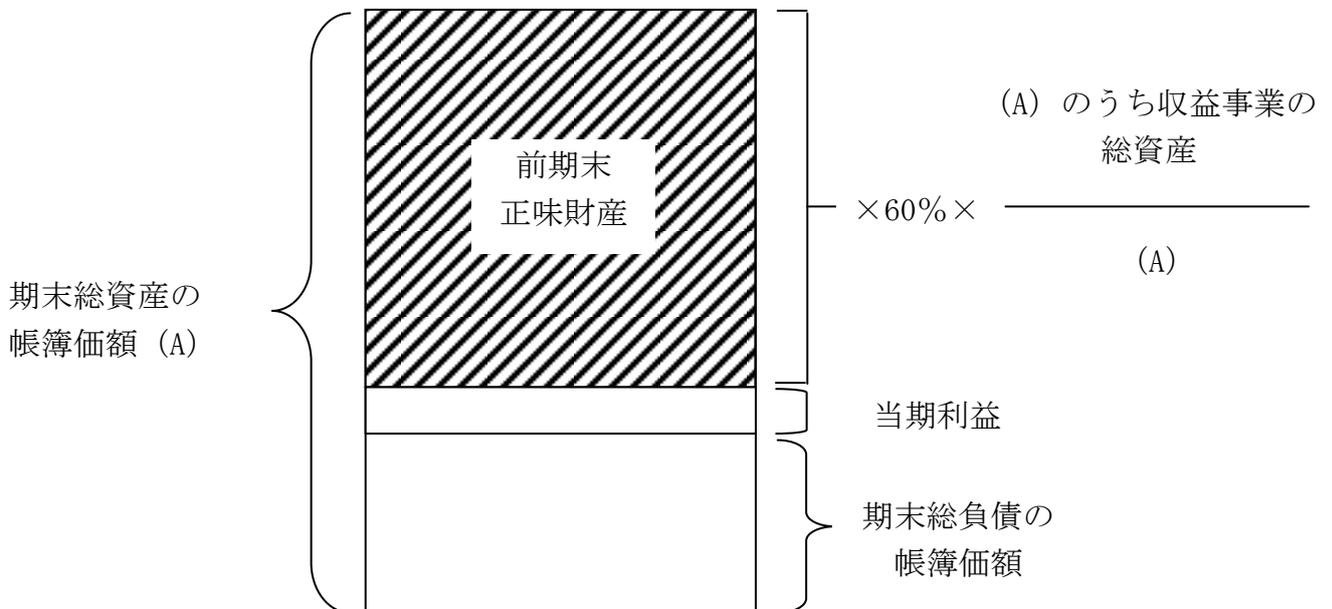
（1億円以下の法人は800万円との選択適用可）

なお、公益法人のように資本金を有しない法人は、次のみなし資本金を期末資本金とします。

みなし資本金＝

（期末総資産の帳簿価額 － 期末総負債の帳簿価額 － 当期利益）

$$\times \frac{60}{100} \times \frac{\text{収益事業に係る期末総資産の帳簿価額}}{\text{期末総資産の帳簿価額}}$$



計算例

交際費	10,000,000 円
期末総資産の帳簿価額	120,000,000 円
期末総負債の帳簿価額	30,000,000 円
当期正味財産増減額（当期利益）	5,000,000 円
収益事業に係る期末総資産の帳簿価額	20,000,000 円

(1) みなし資本金の計算

$$(120,000,000 \text{ 円} - 30,000,000 \text{ 円} - 5,000,000 \text{ 円})$$

$$\begin{aligned} & \times \frac{60}{100} \times \frac{20,000,000 \text{ 円}}{120,000,000 \text{ 円}} \\ & = 8,500,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

したがって、みなし資本金=1 億円以下の法人となります。

(2) 損金不算入額の計算

$$10,000,000 \text{ 円} - 8,000,000 \text{ 円} = 2,000,000 \text{ 円 (800 万円を超える部分の金額)}$$

